

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 9 月 7 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) ひとり親に対する所得控除等の見直しにより、婚姻歴の有無にかかわらず地方税法上のひとり親控除等の対象とされたことに伴い、寡婦又は寡夫のみなし適用に係る規定を削除すること。
- (2) 移動が生じた引用条項を改めること。

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例(昭和62年秦野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表備考2本文中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同表備考10中「子ども・子育て支援法」の次に「(平成24年法律第65号)」を加え、同表備考11を削る。

(秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「ただし、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者にあつては、その者を寡婦又は寡夫とみなして算定した額とする。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後の秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例第3条の規定は、令和2年以後の年の所得を基礎とする所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得を基礎とする所得の額の計算については、なお従前の例による。

議案第54号 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正</p>	
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 C階層における均等割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C～D18階層における所得割額とは、同項第2号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合における所得割額又は均等割額は、その減免の額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 C階層における均等割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C～D18階層における所得割額とは、同項第2号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合における所得割額又は均等割額は、その減免の額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額とする。</p>

3-9 (略)

10 給食の提供を受けないで、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第6項に規定する家庭的保育を利用する小学校就学前の児童に係る徴収金額は、この表の規定による徴収金額から7,500円を控除した額(その額が0円を下回るときは、無償)とする。

3-9 (略)

10 給食の提供を受けないで、子ども・子育て支援法第7条第6項に規定する家庭的保育を利用する小学校就学前の児童に係る徴収金額は、この表の規定による徴収金額から7,500円を控除した額(その額が0円を下回るときは、無償)とする。

11 備考1に掲げる者に、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者があるときは、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定を適用して得た額をその者の市町村民税の額とみなして階層区分の認定をするものとする。

### 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正

(助成の対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)・(2) (略)

(3) 前年(1月から7月までの間に第6条第1項の規定による

(助成の対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)・(2) (略)

(3) 前年(1月から7月までの間に第6条第1項の規定による

申請をした者にあつては、前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号の規定による道府県民税（同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第2条の規定による改正後の秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例第3条の規定は、令和2年以後の年の所得を基礎とする所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所

申請をした者にあつては、前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号の規定による道府県民税（同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。ただし、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者にあつては、その者を寡婦又は寡夫とみなして算定した額とする。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

得を基礎とする所得の額の計算については、なお従前の例による。

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて

## 1 趣旨

未婚のひとり親は、婚姻関係にある配偶者と死別又は離別した場合に適用される地方税法上の寡婦又は寡夫に係る非課税措置、所得控除及び調整控除の対象とならないことから、子育て支援を拡充することを目的として、未婚のひとり親に対し、寡婦又は寡夫に係るそれらの措置等を適用して得た額をその者の個人住民税の額とみなして利用者負担額等を決定する「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を平成 30 年度から実施しています。

この度、婚姻歴の有無による税制上の不公平を解消することを目的として地方税法の一部改正が行われ、未婚のひとり親についても、地方税法上の控除等の対象とされたため（令和 3 年度以後の年度分の個人住民税に適用）、条例中の「寡婦（夫）控除等のみなし適用」に係る規定を削除するものです。

## 2 条例改正の概要

### (1) 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例

令和 3 年 8 月 31 日までは、「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を踏まえて算定した市町村民税の額に基づき保育所入所等の費用を決定していましたが、同年 9 月 1 日以後は、令和 3 年度以後の年度分の市町村民税の額に基づきその費用を決定するため、別表備考 11 の規定を削除します。

### (2) 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例

令和 3 年 7 月 31 日までは、「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を踏まえて算定した道府県民税上の所得に基づき重度障害者医療費の助成対象者を決定していましたが、同年 8 月 1 日以後は、令和 3 年度以後の年度分の道府県民税上の所得に基づき助成対象者を決定するため、第 3 条第 2 項第 3 号中の規定を削除します。

## 3 施行日

公布の日